

自立訓練 利用案内

利用期間

通所による利用期間を次のように定めています。

機能訓練 6か月

生活訓練 12か月

※通所による訓練の終了後はフォローアップ期間として、実際の生活の場にスタッフが訪問し、訓練成果の定着と地域活動の支援をはかる「訪問訓練」を行うことができます。通所と訪問を含めて、機能訓練は18か月、生活訓練は24か月の利用が可能です。

利用するには

障害に関わる手帳その他診断書等、利用するにあたっての要件があります。詳しくは生活リハビリテーションセンターまでお問い合わせください。

※「自立訓練」の利用は、堺市内在住の18歳以上65歳未満の方が対象となります。また、介護保険対象の方については、原則、介護保険によるサービスが優先されます。

その他

- 団食の提供について
契約業者による団食(普通食)を提供しています。団食を希望される場合は、利用料とは別に団食代をご負担いただきます。あらかじめご了承ください。
- 利用者送迎について
利用者の方の送迎は行っておりませんので、公共交通機関または車をご利用ください。プラザの駐車場をご利用の方は、減免処理を行いますのでお申し出ください。

＜自立訓練とは＞

地域での自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、身体機能または生活能力の向上のために訓練を行う、日中活動系サービスのひとつです。機能訓練と生活訓練の2種類があります。

当センターでは、身体障害や高次脳機能障害のある方に対し、それぞれの方の目標や特性に合わせた訓練サービスの提供を行っております。身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳をお持ちの方のほか、高次脳機能障害の診断を受けた方などが対象となります。



機能訓練

脳や脊髄の損傷等による麻痺等の肢体不自由、言語障害などがある方(高次脳機能障害の重複を含む)の訓練です。



理学療法



作業療法



言語療法

生活訓練

高次脳機能障害がある方を主な対象とした訓練です。記憶や注意等の認知機能や対人コミュニケーション等の向上を目的とした訓練を行っています。



スポーツプログラム



外出訓練



園芸療法



調理訓練



グループ訓練
(社会生活技能訓練
(ディスカッション))